

基発 0301 第 1 号
平成 24 年 3 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付
要領の一部改正について

標記の国庫補助金の支給業務については、平成 23 年 4 月 1 日付けで基発 0401 第 23 号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金の支援業務について」により通知しているが、今般、標記交付要領の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 24 年 3 月 1 日から適用することとしたので了知されたい。

なお、適用前に交付決定した業務改善助成金の支給業務については、改正前の要領による。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要領一部改正 新旧対照表

（傍線の部分は改正の部分）

改正案	現 行
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「助成金」という。）は、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領により交付するものとする。 <u>なお、この要領において「賃金」とは、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項の賃金に限るものとする。</u>	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「助成金」という。）は、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領により交付するものとする。 （新設）
第 1 趣 旨 この助成金は、地域別最低賃金額の大幅な引上げによって大きな影響を受ける地域の中小企業の事業主が、地域別最低賃金の引上げに先行して、当該事業場で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）を、計画的に時間給又は時間換算額（以下「時間給等」という。）800 円以上に引き上げ、それに伴って業務改善を目的とした就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、<u>労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等を実施した場合に、その経費の 2 分の 1 を助成することにより、当該地域における賃金水準の底上げを図り、もって最低賃金について「2020 年までのできる限り早</u>	第 1 趣 旨 この助成金は、地域別最低賃金額の大幅な引上げによって大きな影響を受ける地域の中小企業の事業主が、地域別最低賃金の引上げに先行して、当該事業場で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）を、計画的に時間給又は時間換算額（以下「時間給等」という。）800 円以上に引き上げ、それに伴って業務改善を目的とした就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、<u>省力化設備・器具の導入、研修等を実施した場合に、その経費の 2 分の 1 を助成することにより、当該地域における賃金水準の底上げを図り、もって最低賃金について「2020 年までのできる限り早期に</u>

期に全国最低 800 円を確保」することを円滑に実現することを目的とする。

第2 交付対象事業主

1 初年度の交付について

この助成金は、次の(1)から(8)までのすべてに該当する事業主に対して交付するものとする。

(1) 地域別最低賃金が助成事業実施年度の4月1日時点で時間額 700 円以下の地域の事業場の事業主であること。

(2) 資本金又は出資の総額が3億円（小売業又はサービスを主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主又はその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービスを主たる事業とする事業主については100人）以下の事業主であること。

(3) 当該事業場において、事業場内最低賃金が時間給等800円未満かつ地域別最低賃金額以上の労働者を使用している事業主であること。

(4) 事業場内最低賃金を40円以上引き上げることについて、次のアからオまでの措置を助成事業実施年度中に講じる事業主であること。

ア 賃金改善計画の策定

全国最低 800 円を確保」することを円滑に実現することを目的とする。

第2 交付対象事業主

1 初年度の交付について

この助成金は、次の(1)から(8)までのすべてに該当する事業主に対して交付するものとする。

(1) 地域別最低賃金が、申請年度の4月1日現在で時間額 700 円以下の地域の事業場の事業主であること。

(2) 資本金又は出資の総額が3億円（小売業又はサービスを主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービスを主たる事業とする事業主については100人）以下の事業主であること。

(3) 当該事業場において、事業場内最低賃金が時間給等800円未満、地域別最低賃金額以上の労働者を使用している事業主であること。

(4) 事業場内最低賃金を40円以上引き上げることについて、次のアからオまでの措置を申請年度中に実施した事業主であること。

ア 賃金改善計画の策定

4年以内に事業場内最低賃金を時間給等 800 円以上とする計画（以下「賃金改善計画」という。）を策定すること。

イ 業務改善計画の策定

就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等業務改善に要する経費（別表参照）の合計が 10 万円以上の計画（以下「業務改善計画」という。）を労働者の意見を聴いて策定すること。

ウ 事業場内最低賃金規程の作成

賃金改善計画に基づき、助成事業実施年度において、時間額 40 円以上引き上げた事業場内最低賃金を就業規則等で定めること（最低賃金の減額特例許可を受けた労働者を除く。）。

エ 賃金改善の実施

上記ウにより定められた就業規則等に基づく賃金の引き上げと支払を行うこと。

オ 業務改善の実施

業務改善計画に基づき業務改善を実施し、助成対象経費に該当する経費として合計 10 万円以上の支払を行うこと。

(5) 次のアからオのいずれの場合にも該当しない事業主であること。

4年以内に事業場内最低賃金を時間給等 800 円以上とする計画（以下「賃金改善計画」という。）を策定すること。

イ 業務改善計画の策定

申請年度の業務改善（就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る経費の合計が 10 万円以上の計画（以下「業務改善計画」という。）を労働者の意見を聴いて策定すること。

ウ 事業場内最低賃金規程の作成

賃金改善計画に基づき、申請年度において事業場で最も低い賃金から時間額 40 円以上高い事業場内最低賃金を就業規則等で定めること。

（最低賃金の減額特例許可を受けた労働者を除く。）

エ 賃金改善の実施

上記ウにより定められた就業規則等に基づき賃金を引き上げ、3 箇月以上支払うこと。

オ 業務改善の実施

業務改善計画に基づき業務改善を実施し、その経費として合計 10 万円以上の支払を行うこと。

(5) 次のいずれの場合にも該当しない事業主であること。

ア 交付申請日の三月前から助成事業実施年度の末日までに、次の行為等を行った場合

- (ア) 解雇を行うこと。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合を除く。
- (イ) 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り労働者がこれに応じ、又は退職の勧奨を行い労働者がこれに応じたこと。
- (ウ) 引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金を引き下げること。

イ 同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む。)の交付を受けた場合

ウ 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成金を受け又は受けようとしたことにより、申請先の都道府県労働局長から過去三年以内に助成金の不支給措置が採られている場合

エ 交付申請日の前日から起算して三月前の日から助成事業実施日の属する年度の末日までの間に、労働関係法令の違反により送検されるなど支給することが適切で

ア 交付申請日の6箇月前から交付申請日が属する年度の末日までに、次の行為等を行った場合。

- (ア) 解雇を行うこと。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合を除く。
- (イ) 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じ、又は、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じたこと。
- (ウ) 引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)の第4条第1項の賃金に限る。)を引き下げること。

イ 同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む。)の交付を受けた場合。

ウ 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成金を受け又は受けようとしたことにより申請先の都道府県労働局長から3年間にわたる助成金の不支給措置がとられている場合。

エ 交付申請日の前日から起算して6箇月前の日から交付申請日の属する年度の末日までの間に、労働関係法令の違反により送検されたなど支給することが適切でな

ないものと認められた場合。

オ 暴力団関係事業場（事業主又は事業主が法人である場合にあっては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者のある事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等）であると認められた場合

- (6) 消費税及び地方消費税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）について未納がないこと。
- (7) 労働保険に加入しており、かつ直近二年間の労働保険料の未納がないこと。
- (8) 上記の(3)から(7)に基づく措置等の実施状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

2 二年度目以降の交付について

二年度目以降の助成金は、前記第2の1の(2)、(3)、(4)のイからオまで、(5)のイ、ウ及びオ、(6)、(7)並びに(8)に加え、次の(1)及び(2)のすべてに該当する事業主に対して交付するものとする。

いものと認められる場合。

オ 暴力団関係事業場（事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者のある事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等）であると認められた場合。

- (6) 消費税及び地方消費税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）について未納がないこと。
- (7) 労働保険に加入しており、かつ直近2年間の労働保険料の未納がないこと。
- (8) 上記の(3)から(7)に基づく措置等の実施状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

2 二年度目以降の交付について

二年度目以降の助成金は、前記第2の1の(2)、(3)、(4)のイからオまで、(5)のイ、ウ及びオ(6)、(7)及び(8)に加え、次の(1)及び(2)のすべてに該当する事業主に対して交付するものとする。

(1) 初年度の助成金を支給されている事業主であること。

(2) 次のいずれの場合にも該当しない事業主であること。

ア 前回助成事業実施年度の翌年度から助成事業実施日が属する年度の末日までに、次の行為等を行った場合

(ア) 解雇を行うこと。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合を除く。

(イ) 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り労働者がこれに応じ、又は退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合

(ウ) 引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金を引き下げること。

イ 前回助成事業実施年度の翌年度から助成事業実施日が属する年度の末日までに、労働関係法令の違反により送検されるなど支給することが適切でないものと認められた場合

第3 支給手続

1 助成金交付決定について

(1) 助成金交付申請

(1) 初年度の助成金を支給されている事業主であること。

(2) 次のいずれの場合にも該当しない事業主であること。

ア 前回交付申請日の属する年度の翌年度から交付申請日が属する年度の末日までに、次の行為等を行った場合。

(ア) 解雇を行うこと。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合を除く。

(イ) 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、又は、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合。

(ウ) 引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)の第4条第1項の賃金に限る。)を引き下げること。

イ 前回交付申請日の属する年度の翌年度から交付申請日が属する年度の末日までに、労働関係法令の違反により送検されたなど支給することが適切でないものと認められる場合。

第3 支給手続

1 助成金交付決定について

(1) 助成金交付申請

ア 交付要綱第4条第1項の様式第1号「平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」（以下「交付申請書」という。）の提出は、同項の助成事業者の事業場を管轄する都道府県労働局長に提出するものとする。

イ 交付申請書の（添付書類）の1の「事業実施計画書」は、初年度の申請については様式第1号の事業実施計画書、二年度目以降の申請については様式第1号－2の事業実施計画書（継続）とする。

ウ 交付申請書の（添付書類）の2の「その他参考となる書類」とは次の(ア)から(カ)までの書類とする。

(ア) 法人登記簿謄本(法人の場合)

(イ) 消費税及び地方消費税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）の未納がないことを証明する書類

(ウ) 直近二年間の労働保険料申告書及び納付書の写し

(エ) 振込を希望する金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号及び口座名義人が分かる書類

(オ) 二年度目以降の場合は、次のもの。

a 初年度の交付申請書に添付した事業実施計画書（計画変更した場合には事業実施変更計画書）の写し

b 申請時の就業規則の写し

ア 交付要綱第4条第1項の様式第1号「平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」（以下「交付申請書」という。）の提出は、同項の助成事業者の事業場を管轄する都道府県労働局長に提出するものとする。

イ 交付申請書の（添付書類）の1の「事業実施計画書」とは初年度の申請については様式第1号の事業実施計画書、2年度目以降の申請については、様式第1号－2の事業実施計画書（継続）とする。

ウ 交付申請書の（添付書類）の2の「その他参考となる書類」とは次の(ア)から(カ)までの書類とする。

(ア) 法人登記簿謄本(法人の場合)

(イ) 直近2年間の消費税及び地方消費税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）の未納がないことを証明する書類

(ウ) 直近2年間の労働保険料申告書及び納付書の写し

(新設)

(エ) 2年度目以降の場合は、次のもの。

a 初年度の交付申請書に添付した事業実施計画書（計画変更した場合には事業実施変更計画書）の写し

b 申請時の就業規則の写し

(カ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

(2) 交付申請の審査、決定等

ア 都道府県労働局長は、事業主から提出された交付申請書及びその添付書類（以下「交付申請書等」という。）の記載事項に不備がないか点検すること。不備がある場合は、補正を教示すること。

イ 都道府県労働局長は、前記第2の支給対象事業主であることについて審査するものとする。

ウ 都道府県労働局長は、交付申請が不適当と認めたときは、不交付決定を行い、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）不交付決定通知書（様式第2号）により、申請事業者に通知するものとする。

なお、事業年度末までに事業が終了しない計画については不交付決定とするものとする。

2 申請の取下げ、計画変更等について

(1) 計画変更の申請及び承認

ア 交付要綱第8条第1項の様式第3号「平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）変更申請書」（以下「変更申請書」という。）の5の「その他参考となる関係資料」とは、次の(ア)及び(イ)の書類とする。

(カ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

(2) 交付申請の審査、決定等

ア 都道府県労働局長は、事業主から提出された交付申請書及びその添付書類（以下「交付申請書等」という。）の記載事項に不備がないか点検すること。不備がある場合は、補正を教示すること。

イ 都道府県労働局長は、前記第2の支給対象事業主であることについて審査するものとする。

ウ 都道府県労働局長は、交付申請が不適当と認めたときは、不交付決定を行い、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）不交付決定通知書（様式第2号）により、申請事業者に通知するものとする。

なお、事業年度末までに事業が終了しない計画については不交付決定とするものとする。

2 申請の取下げ、計画変更等について

(1) 計画変更の申請及び承認

ア 交付要綱第8条第1項の様式第3号「平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）変更申請書」（以下「変更申請書」という。）の5の「その他参考となる関係資料」とは、次の(ア)及び(イ)の書類とする。

(ア) 事業の変更内容を記載した文書

(イ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

イ 都道府県労働局長は、変更申請書が提出されたときは、到達した日から起算して原則として一月以内にその内容を審査しなければならない。

ウ 交付要綱第8条第1項に該当しない賃金改善計画の変更等については、あらかじめ中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画変更申請書（様式第3号）を都道府県労働局長に提出しなければならない。

エ 都道府県労働局長は、交付要綱第8条第1項の承認を行う場合で、交付要綱様式第2号－2及び様式第2号－3を用いることができない場合は、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画変更承認通知書（様式第4号）により、計画変更承認申請書が到達した日から起算して原則として一月以内に助成事業者に通知するものとする。

オ 都道府県労働局長は、事業実施計画の変更が不適当と認めたときは、不承認の決定を行い、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画変更不承認通知書（様式第5号）により、計画変更承認申請書が到達した日から起算して原則として一月以内に助成事業者に通知するものとする。

(ア) 事業の変更内容を記載した文書

(イ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

イ 都道府県労働局長は、変更申請書が提出されたときは、原則として1月以内にその内容を審査しなければならない。

ウ 交付要綱第8条第1項に該当しない賃金改善計画の変更等については、あらかじめ中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画変更申請書（様式第3号）を都道府県労働局長に提出しなければならない。

エ 都道府県労働局長は、交付要綱第8条第1項の承認を行う場合で、交付要綱様式第2号－2及び様式第2号－3を用いることができない場合は、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画変更承認通知書（様式第4号）により、計画変更承認申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に助成事業者に通知するものとする。

オ 都道府県労働局長は、事業実施計画の変更が不適当と認めたときは、不承認の決定を行い、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画変更不承認通知書（様式第5号）により、計画変更承認申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に助成事業者に通知するものとする。

(2) 助成事業の中止又は廃止の申請

都道府県労働局長は、交付要綱第9条の助成事業の中止又は廃止の申請等があった場合に、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更するときには、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画中止・廃止承認通知書（様式第6号）により行うものとする。

(3) 状況報告

交付要綱第11条の様式第6号「平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）状況報告書」の（添付書類）の2の「その他参考となる書類」とは、次のア及びイの書類とする。

ア 事業の進捗状況を記載した文書

イ その他都道府県労働局長が必要と認める書類

3 実績報告等

(1) 交付要綱第12条第1項の様式第7号「平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）の記の2の「事業実施結果報告」には、様式第7号の事業実施結果報告書を別紙として提出すること。

(2) 実績報告書の記の3の「その他参考となる書類」とは次のア及びイの書類とする。

(2) 助成事業の中止又は廃止の申請

都道府県労働局長は、交付要綱第9条の助成事業の中止又は廃止の申請等があった場合に、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更するときには、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画中止・廃止承認通知書（様式第6号）により行うものとする。

(3) 状況報告

交付要綱第11条の様式第6号「平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）状況報告書」の（添付書類）の2の「その他参考となる書類」とは、次のア及びイの書類とする。

ア 事業の進捗状況を記載した文書

イ その他都道府県労働局長が必要と認める書類

3 実績報告等

(1) 交付要綱第12条第1項の様式第7号「平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）の記の2の「事業実施結果報告」には、様式第7号の事業実施結果報告書を別紙として提出すること。

(2) 実績報告書の記の3の「その他参考となる書類」とは次のア及びイの書類とする。

ア 賃金改善に係るもの

(7) 賃金引上げを証する書面（引上げ前三回分の賃金計算期間、引上げ後一回分の賃金計算期間の全労働者の賃金台帳の写し）

(イ) 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等。なお、常時使用する労働者数に関わらず、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見書の写し。

(ウ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

イ 業務改善に係るもの

(7) 業務改善に要した費用を証する書面

(イ) 業務改善の措置を確認できるもの（作成した就業規則等の写し、労働能率の増進に資する設備の整備前後の写真、仕様書、設計図、工事完了報告書、コンサルティング結果報告書、研修修了証等）

(ウ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

4 助成金の請求手続等

(1) 助成金支払請求

交付要綱第 13 条第 1 項に基づき中小企業最低賃金引

ア 賃金改善に係るもの

(7) 賃金引上げを証する書面（引上げ前 6 箇月、引上げ後 3 箇月分の全労働者の賃金台帳）

(イ) 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等。なお、常時使用する労働者数に係らず、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見書の写し。

(ウ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

イ 業務改善に係るもの

(7) 業務改善に要した費用を証する書面

(イ) 業務改善の措置を確認できるもの（作成した就業規則、賃金制度を定めた賃金規程、賃金表、省力化設備の整備前後の写真、仕様書、設計図、工事完了報告書、コンサルティング結果報告書、研修修了証等）

(ウ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

4 助成金の支給申請等

(1) 助成金支給申請

交付要綱第 13 条第 1 項に基づき中小企業最低賃金引

上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定通知書（様式第7号－2）（以下「交付額確定通知書」という。）により交付額を通知された助成事業者は、交付額確定通知書が到達した日から起算して、原則として十五日以内に「業務改善助成金支払請求書」（様式第8号。以下「支払請求書」という。）を当該助成事業者の事業場を管轄する都道府県労働局長に提出するものとする。

（削除）

（2）支払方法

助成金の支給は、都道府県労働局長が、原則として三十日以内に支払請求書に記載された金融機関の口座に振り込むことによって行うものとする。

5 報告

上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定通知書（様式第7号－2）（以下「交付額確定通知書」という。）により交付額を通知された助成事業者は、交付額確定通知書が到達した日から30日以内に「業務改善助成金支給申請書」（様式第8号。以下「支給申請書」という。）を当該助成事業者の事業場を管轄する都道府県労働局長に提出するものとする。

（2）支給申請等審査及び認定

ア 都道府県労働局長は、事業主から提出された支給申請書及びその添付書類（以下「支給申請書等」という。）の記載事項に不備がないか点検すること。不備がある場合は、補正を教示すること。

イ 都道府県労働局長は、支給申請書等が適正であると認めた場合には、支給の決定を行い「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）支給決定通知書」（様式第9号）により当該事業主に対して通知する。

（3）支給方法

助成金の支給は、都道府県労働局長が、支給決定額を支給申請書に記載された金融機関の口座に振り込むことによって行うものとする。

5 報告

(1) 実績報告書を助成事業実施年度の12月31日までに提出し、助成金を受給した事業主は、交付申請日の三月前から助成事業実施年度の3月31日までの賃金状況について、翌年度の4月30日までに助成金を支給した都道府県労働局長に対し「賃金状況報告」（様式第9号）により報告すること。

(2) 実績報告書を助成事業実施年度の1月1日以降に提出し、助成金を受給した事業主は、交付申請日の三月前から翌年度の6月30日までの賃金状況について、7月31日までに上記(1)の例により報告すること。

(3) 上記(1)及び(2)の報告を行わない場合、虚偽の報告を行った場合又は前記第2の1の(5)のア及びエ、第2の2の(2)に該当する場合には、交付決定を取り消し、支給した助成金を回収する場合があること。

第4 調査確認

都道府県労働局長は、助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、交付申請事業主又は助成事業者に対し報告を求めることができ、また、所属の職員に、交付申請等事業主について調査確認を行わせることができるものとする。

助成金を受給した事業主は、翌年度の4月30日までに助成金を支給した都道府県労働局長に対し「賃金状況報告」（様式第10号）を提出すること。

(新設)

この報告を行わない場合、虚偽の報告を行った場合、または、前記第2の1の(5)のア及びエ、第2の2の(2)に該当する場合には、交付決定を取り消し、支給した助成金を回収する場合があること。

第4 調査確認

都道府県労働局長は、助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、交付申請事業主又は助成事業者（以下「交付申請等事業主」という。）に対し報告を求めることができ、また、所属の職員に、交付申請等事業主について調査確認を行わせることができるものとする。

第5 不正受給等による返還等

- 1 都道府県労働局長は、事業主が偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。
- 2 都道府県労働局長は、事業主が交付決定後からその年度の末日までに、次の行為を行った場合は、交付要綱第15条第1項第2号に該当するものとして交付決定の全部を取消し、支給した助成金の全部を返還させるものとする。
 - (1) 解雇を行うこと。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合を除く。
 - (2) 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り労働者がこれに応じ、又は退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合
 - (3) 引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金を引き下げること。
 - (4) 賃金改善計画に基づいて引き上げた賃金を引き下げること。

第5 不正受給等による返還等

- 1 都道府県労働局長は、事業主が偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。
- 2 都道府県労働局長は、事業主が助成金支給決定後からその年度の末日までに、次の行為を行った場合は、交付要綱第15条第1項第2号に該当するものとして交付決定の全部を取消し、支給した助成金の全部を返還させるものとする。
 - (1) 解雇を行うこと。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合を除く。
 - (2) 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合。
 - (3) 引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)の第4条第1項の賃金に限る。)を引き下げる
 - (4) 賃金改善計画に基づいて引き上げた賃金を引き下げること。

3 都道府県労働局長は、交付要綱第 15 条第 1 項に基づき返還を決定したときは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）返還決定通知書（様式第 10 号）により、当該事業主に通知する。

第 6 調整

事業主が、同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合には、助成金の支給を受けることはできないものとする。

附則 この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

3 都道府県労働局長は、交付要綱第 15 条第 1 項に基づき返還を決定したときは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）返還決定通知書（様式第 11 号）により、当該事業主に通知する。

第 6 調整

事業主が、同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合には、助成金の支給を受けることはできないものとする。

附則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。